

愛知県公報

発行／愛知県 編集／総務局総務部法務文書課 (毎週火・金曜日発行)

目次

規則

- 愛知県スタートアップ支援拠点管理規則の一部を改正する規則 第45号
(スタートアップ推進課) 2

企業庁管理規程

- 愛知県企業庁職員の特殊勤務手当に関する規程の一部を改正する規程 第3号 (総務課) 2

病院事業庁管理規程

- 愛知県病院事業庁職員の特殊勤務手当に関する規程の一部を改正する規程 第7号 (管理課) 3

議会規則

- 愛知県議会会議規則の一部を改正する規則 (議事課) 4

人事委員会規則

- 特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則 5-1377 (審査課) 5

告示

- 令和6年度愛知県一般会計補正予算の要領 第291号 (財政課) 6

議会告示

- 愛知県議会会議規則に係る情報通信技術の活用に関する規程 第1号 (議事課) 6

- 愛知県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程 第2号 (調査課) 8

選挙管理委員会告示

- 政治活動のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体 第17号 (選挙管理委員会事務局) 8

人事委員会告示

- 人事委員会の事務局長に対する事務の委任に関する規則第2条の規定に基づく人事委員会の事務の一部委任に関する決定の一部改正 第2号 (審査課) 9

訓令

○愛知県公報発行規程の一部改正	第6号	(法務文書課)	9
公 告			
○あいち朝日遺跡ミュージアムの指定管理者の募集		(文化芸術課)	9
○ふぐ処理師試験の実施		(生活衛生課)	10
○大規模小売店舗の変更の届出		(商業流通課)	10
○公共測量の実施		(用地課)	22
○開発行為の許可に基づく工事完了		(建築指導課)	22
○顕微鏡(分析走査電子顕微鏡)に関する一般競争入札の実施		(調達課)	22
○警備員指導教育責任者講習(追加取得講習)の実施		(生活安全総務課)	24
正 誤			
○愛知県公報第514号			25

規 則

愛知県スタートアップ支援拠点管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 令和六年七月五日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県規則第四十五号

愛知県スタートアップ支援拠点管理規則の一部を改正する規則

愛知県スタートアップ支援拠点管理規則(令和六年愛知県規則第六号)の一部を次のように改正する。
 第三条第一項ただし書中「施設の」を「施設又は附属設備の」に改め、同項中第三号を第五号とし、第二号を第四号とし、同項第一号中「国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する」を削り、同号を同項第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

一 ミーティングルーム、パソコンブース、テックラボ、スタジオ及びテックラボ附属設備 午前八時三十分から午後九時三十分まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日(以下「休日」という。)にあつては、午前十時から午後六時まで)

二 フィットネス室 午前六時から午後十時まで

第三条第三項中「臨時に」を削る。

第六条中「第四条第三項」を「第四条第四項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

企業庁管理規程

愛知県企業庁管理規程第3号

愛知県企業庁職員の特殊勤務手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年7月5日

愛知県公営企業管理者

企業庁長 坂田 一 亮

愛知県企業庁職員の特殊勤務手当に関する規程の一部を改正する規程

愛知県企業庁職員の特殊勤務手当に関する規程(平成12年愛知県企業庁管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

1の募集要項の配布場所と同じ。

3 指定管理者の選定に係る審査の基準

指定管理者による公の施設の管理に関する条例（平成17年愛知県条例第52号）第3条第3項各号に掲げる基準により最も適切に指定管理者業務を行うことができると認めるものを選定します。ただし、指定管理者として指定することが適当と認められるものがなかったときは、申請者の中から指定管理者を選定しないことがあります。

4 その他

詳細及び説明会の開催については、募集要項によります。

愛知県ふぐ取扱い規制条例（昭和51年愛知県条例第1号）第7条の規定によって、令和6年ふぐ処理師試験を次のように行います。

令和6年7月5日

愛知県知事 大村 秀章

1 試験の日時及び場所

区 分	日 時	場 所
学科試験 (種類鑑別試験を含む。)	令和6年10月8日(火) 午後1時30分から	名古屋調理師専門学校 名古屋市瑞穂区新開町5-3
実技試験	令和6年10月9日(水) 同 10日(木) (各受験者の集合日時は、後日指定)	

2 受験願書の受付期間

令和6年8月19日(月)から令和6年8月23日(金)までの午前9時から午後5時まで。原則、郵送による申請は、受け付けません。

3 その他試験に関する事項

試験の詳細は、愛知県のウェブページ (<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/eisei/>) を御覧ください。

4 問合せ先

愛知県保健医療局生活衛生部生活衛生課
名古屋市中区三の丸三丁目1-2 (郵便番号460-8501)
電話 (052) 954-6296

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に限り、愛知県に対し意見書の提出により意見を述べる事ができる。

令和6年7月5日

愛知県知事 大村 秀章

1(1) 大規模小売店舗を新設する者又は設置している者

- ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社向山
豊橋市向山町字中畑1番地の1
代表取締役 石川孝太郎
- イ その他大規模小売店舗を新設する者又は設置している者
2名(縦覧による)

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

アピタ向山店
豊橋市向山町字中畑1番地の1

(3) 大規模小売店舗の変更の日

縦覧による。

(4) 大規模小売店舗の変更の事項及び概要

届 出 事 項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗を新設する者又は設置している者	氏名又は名称 株式会社向山	変更前に同じ
	代表者の氏名 代表取締役 石川孝太郎	同
	住所 豊橋市向山町字中畑1番地の1	同
	その他大規模小売店舗を新設する者又は設置している者 2名(縦覧による)	2名(縦覧による)